

### 3. 農業用水

#### (1) 施設の設備

農業用水の大部分は水田用水であるが、他に野菜・果樹などの生育などに必要な畑地かんがい用水、牛・豚・鶏などの家畜飼育などに必要な畜産用水、また、水温・地温調節用、凍霜害・塩害・潮風害の防止用、病虫害の防除や土壌改良用など多方面に使用される。

琵琶湖・淀川水系からかんがい用水として取水している施設は、平成20年度現在流域全体で87ヶ所ある。これらの取水施設は、0.3m<sup>3</sup>/秒未満の小規模のものが大半を占めている(表2-6)。

#### (2) 水需要

琵琶湖・淀川水系からの平成20年度の農業用水の利用状況を見ると、最大取水量の合計は約118 m<sup>3</sup>/秒となっている(表2-6)。

農業用水の取水権は古くから慣行的に定められているものが多く、需要の実態を把握するのは難しいが、用水路の水位維持用水や水質汚濁に対処するための希釈用水などが相当量必要になってきているため、農業用水の総量は必ずしもかんがい面積の変化に比例して減少しているとは考えられない。

農業用水のうち完全に消費されるのは蒸発散量や作物への吸収分だけであり、使用量の多くは下流へ地表水や地下水となって流去するため、上流域で利用された農業用水の大部分は下流域で再利用されている。そのため、農業利水の増減が他の水利用に大きな影響を及ぼすことはないが、農薬などによる広域な水質汚染の影響が問題となる場合がある。

【表2-6 流域の農業用水利用状況(平成20年度)】

府県名	取水施設数	最大取水量 (m <sup>3</sup> /s)	水田面積 (ha)
三重県	13	1.27	7,371
滋賀県	20	7.31	54,100
京都府	11	26.84	12,034
大阪府	25	60.54	4,328
兵庫県	14	17.97	1,032
奈良県	4	4.16	6,377
計	87	118.09	85,242

注)水田面積は流域に一部もしくは全部が含まれる市町村の集計値

公益社団法人日本水道協会「水道統計 施設・業務編」  
農林水産省 HP「わがマチ・わがムラ」より作成